

岩沼市議会議長 高橋孝内 殿

(書記)

総務常任副委員長 大友 健  
 教育民生常任副委員長 渡辺 ふさ子  
 建設産経常任副委員長 須藤 功

議会報告会開催報告書

議会報告会の概要を下記の通り報告します。

記

- 1 日 時 平成25年10月12日(土) 午後2時より
- 2 派遣議員 佐藤 淳一 大友 健 大友 克寿 布田 恵美 酒井 信幸  
 須藤 功 渡辺ふさ子 櫻井 隆 佐藤 一郎 森 繁男  
 松田 由雄 国井 宗和 長田 忠広 宍戸 幸次 飯塚 悦男  
 沼田 健一 布田 一民 高橋 孝内
- 3 派遣場所 勤労者活動センター 視聴覚室
- 4 参加人数 男 15名 女 3名
- 5 あいさつ 高橋孝内議長
- 6 意見交換

(1) 議会基本条例見直し素案について

- ① 見直し素案の説明: 松田由雄委員長(議会基本条例見直し検討特別委員会委員長)
- ② 見直し素案についての意見交換

回答議員 松田由雄委員長 大友克寿総務常任委員長  
 布田恵美教育民生常任委員長 酒井信幸建設産経常任委員長  
 書記 大友健総務常任副委員長 渡辺ふさ子教育民生常任副委員長  
 須藤功建設産経常任副委員長

	回答議員	主な質疑等の内容
1	松田由雄	(1) 議会のことについてパブリックコメント(以下「パブコメ」という。)はなじみがない。以前、行政側に書いて出したが、とおり一遍の回答しかなかった。今回はどういう位置づけ、どう扱われるのか。意見交換で見直しの内容は変わるのか。
パブコメのあり方		【回答】市民意見公募条例に基づき積極的に行います。今日の議会報告会と合わせて市民公募されたものを全員協議会で検討し、12月議会で提案したいと思います。
	松田由雄	(2) 募集したパブコメでどんな意見が出たのか。 【回答】 ① 第7条の議員の政治倫理の改正は必要ない。議員の懲罰動議につながるころなので、慎重にしなければならない。

	回答議員	主な質疑等の内容
パ ブ コ メ の あ り 方	松田由雄	<p>② 第7条に追加している文は非常に抽象的な文であり、憲法のような議会基本条例に適しません。</p> <p>③ 「地位を利用した行為」とは具体的に何なのか。判断するのは誰か。</p> <p>④ 「不正の疑惑の持たれる恐れのある行為」とは具体的に何か。</p> <p>⑤ 「確たる事実」とは誰が決めるのか。</p> <p>⑥ 懲罰動議につながりかねない条文に曖昧な文があると、拡大解釈されかねない。議員の議会活動の自由度を制限しかねません。</p> <p>(3) パブコメに寄せられた意見も出してくれたらいいのに。(松田委員長が持っていた資料を)参加者にも配付すべきではないか。</p> <p><b>【回答】</b>資料を出せるか検討したいと思います。</p>
2 議 会 報 告 会 の 回 数 ・ テ ー マ	布田一民  松田由雄  布田一民  布田一民	<p>(1) ここ以外の会場でも議会報告会は行うのか。</p> <p><b>【回答】</b>ここだけです。1回だけです。</p> <p>(2) ここ1か所だけか、曜日とかは？ 市民とのコミュニケーションを大事にしようということに相反しているのではないか。報告会を減らすなど、議会は何を考えているのか。1回だけで良いとはよくないのではないか。基本的に違うのではないか。</p> <p><b>【回答】</b>報告会を何回やるかは決めていません。いろんな意見がありますので、次は(また)協議し、決めていきます。</p> <p>(3) (議会報告会のテーマとして)議題に上げることがナンセンス。(市民から)かけ離れている。</p> <p><b>【回答】</b>「改正すべきだ」という声があつて(どう改正するか)明らかにするため皆さんに見せています。全体会(全員協議会)で議論します。今回はこれでご理解願いたい。</p> <p>(4) 数少ない議会報告会にこのような(基本条例の見直し)ことを取り上げるのは如何か。我々に決めさせることより議員同士で決めることはしなかったのか。</p> <p><b>【回答】</b>これは我々が守る基本の条例です。ご理解をいただきたい。</p>
3 確 た る 事 実 ・ 品 位 ・ 品 格	松田由雄	<p>(1) 「品位」「品格」がやたら多く出てくるが、何のために見直しをやるのか。7条に「確たる事実に基づかない発言及び発信を行ってはならない」とある。政治家たる者は将来の根本姿勢、政治姿勢、ビジョンを述べることで、市民は選挙で選択できる。これではビジョンが述べられない。例えばTPPにはさまざまな反応、賛否があり、推測しながら論じている。「確たる事実に基づく」では政治家の活動が出来なくなるのではないか。おかしい案だ。</p> <p><b>【回答】</b>基本条例改正にあたっては懲罰につながる恐れがあるなど(パブリックコメントから)と言われますが、抽象的な文章で憲法に違反していません。事実に基づかないことがありましたので。(現議員を前議員とか、影山を景山とか事実でない間違いの例示など)議運(議会運営委員会)や会派代表者会議で決めていきます。</p>

	回答議員	主な質疑等の内容
<p>確たる事実・品位・品格とはの続き</p>	<p>松田由雄 布田一民 松田由雄 布田一民 松田由雄 布田一民</p>	<p>(2) 議会の会議録を読んだが、国井さん、酒井さんの質問で、(公設市場の活用について)「地域住民の意見」と質問された。市内各地から署名を集め、地域だけの問題ではない(と考えている)ので誤解だと思っている。しかし、それを責めることはない。責めたら気の毒。善意でやってもらったが、事実でない場合もある。</p> <p>【回答】誤った質問もあったかもしれませんが、個人の意見を封殺することはありません。憲法や地方自治法を超えることはできません。</p> <p>【回答】参考意見として聞かせていただき、しっかり議論します。</p> <p>(3) 議会基本条例は議会のことで、議員自身の問題。意気込みは分かるが、やりすぎると自分たちの首を絞めてしまわないか。気になるのは「確たる事実に基づかないのはだめだ」ということ。新聞記事が活用できなくなる。新聞や週刊誌は必ずしも「確たる事実に」基づいていないこともあり、持ち出すことができなくなる。どうするのか。</p> <p>【回答】「新聞によりますと」というのは新聞社などに確認してから述べるようにします。正しければ良いと思います。</p> <p>(4) それが事実かを、だれがどこで決めるのか。</p> <p>【回答】(回答ありませんでした。)</p> <p>(5) 市長と議員のやり取り、議員同士の議論、議員の角度で議会は話し合っていないと感じる。公設の問題などで怒りではなく悲しみを覚える。自由闊達に議論してほしい。むしろ品位は問わない。活性化していればいい。静かで上品ばかりが議会ではない。</p> <p>【回答】議会の中でしっかり議論し、行政に訴えていきます。</p> <p>(6) 他のどこの自治体を参考にしたのか。</p> <p>【回答】多摩市、桐生市、大田原市です。</p> <p>(7) 議員の倫理とか当たり前のこと。あえて文言にしなくてもよいのではないか。</p> <p>【回答】あえて(文言にして)載せて良いのではないか。全体会(全員協議会)で議論します。</p>
<p>4 ブ ロ グ に つ い て</p>	<p>松田由雄</p>	<p>(1) インターネットの選挙への利用が、公選法の改正でできるようになった。議会基本条例で規制することは、問題だと思う。(規制しなくとも情報社会の中で淘汰されていくのではないか。議会基本条例の改正の対象外ではないか。議会基本条例は議会内の発言に限定してはどうか。市民として関わってられない。</p> <p>【回答】憲法で保障されていますからブログ規制はできません。(改正に盛られたことは)あくまで個々の議員が守ることで。間違った発信をしなければ良いのです。間違っていなければ批判は自由です。</p> <p>(2) ブログがきっかけで条例改正をするとあった。それが広がってSNS。(ソーシャル・ネットワーク・システム=インターネット)ネット上で誤字脱字は当たり前、また変換ミスも当たり前ではないか。</p>

	回答議員	質疑等の内容
ブログについて の 続 き	松田由雄  松田由雄  松田由雄  布田一民  松田由雄	<p>変換ミスをどう捉えればよいか。</p> <p>【回答】誤字脱字はともかく、相手を誹謗中傷した、事実に基づかないことではなければ良いです。</p> <p>(3) 間違いを誰が判断するのか、第三者が判断するのか。</p> <p>【回答】判断するのは議運だと思います。</p> <p>(4) 不利益や誹謗中傷されれば、裁判に訴えればよい。(議会が) やめさせようとはならない。この条例は法的効果がないということか、単なる心構えか。</p> <p>【回答】ブログでの懲罰はありません。(基本条例は) 一人一人が守っていくものです。</p> <p>(5) (ネットに書かれたものを) どう解釈するかで判断するもの。内容のとらえ方は読む側の問題、本人がどう思うかの問題。ネットで情報が発信できなくなれば、我々市民はどこを見ればよいのか。どうやって情報を得るのか。毎週議会報告会を開催するのか。</p> <p>【回答】ブログをやってはだめだとは言っていない。良い書き方、悪い書き方があります。即懲罰や直接問責(問責決議)にはつながりません。条例は議員自らが守るということです。</p> <p>(6) 懲罰は議会内でのこと。ブログは議会外であって、事実に基づかないことはいろいろある。24時間議員だということも事実に基づいていない。この法律論は間違っている。</p> <p>【回答】ブログ・ツイッターは規制していません。</p>
5 議 会 の 役 割 ・ 機 能	森 繁男  高橋孝内  大友 健	<p>(1) 各会派のチラシを見ると、議会は揉めているようだ。議会の役割は執行部を追認することではないと思う。そこで①議会の役割はどう思うか。②機能は果たしていると思うか。森繁男議員、高橋孝内議長、大友健議員に聞きたい。</p> <p>【回答】①行政のチェック機関として、提案されたものに対応しています。個人的な見解を全協などで発言しています。復旧・復興についても意見を述べています。②見方や認識の機能は果たしています。</p> <p>【回答】がっちりやっています。知事にもお願いしています。よそに負けないと思います。</p> <p>【回答】議会の役割は不十分だと考えています。提言も不十分。議会を強くするのが本来の議会基本条例。しかし、弱くなるような改正を行っています。</p>

(2) その他（要望など）

	回答議員	主な質疑等の内容
1 高齢者施策	布田恵美  布田恵美 松田由雄	<p>(1) 千寿荘は使い勝手の良いものでした。千寿荘の復興の問題を考えているが、公設は場所が良い。公設をリフォームしてほしい。また街なかの空き家をリフォームすれば使えるのではないか。東部・西部の老人憩いの家は酒が飲めないので使い勝手が悪い。老人憩いの場について、そのような議論を深めてほしい。</p> <p>【回答】千寿荘については9月決算議会の中で取り上げました。</p> <p>(2) 介護保険の改正では要支援1・2が市町村に移行される。老人が不利益にならないように議論してほしい。</p> <p>【回答】介護保険は、岩沼市では国の推移を見守りたいとしています。</p> <p>【回答】社会保障について介護保険の正式なものは来ていません。</p>
2 政務活動費	沼田健一	<p>(1) 年間8万円の政務活動費をやめると聞いた。議員活動にとって本末転倒ではないか。堂々と議員が増額するよう要求して議会活動してほしい。（政務活動費の削減は）議会基本条例に反するのではないか。</p> <p>【回答】震災復興が先なので、少しでも削減と考えました。年間144万円。復興が落ち着く29年度までとすると576万円になります。</p>
3 千年希望の丘	酒井信幸  松田由雄	<p>(1) 千年希望の丘について南部地区から整備できないかと（一般）質問があった。相野釜・二の倉などは集団移転だ。なぜ北側から整備するのか。寺島はどこに逃げるのか。</p> <p>【回答】袋井市に行政視察に行き、江戸時代からある命山（いのちやま）や海沿いの低地に「きらりんタワー」という避難施設をつくった所を見てきました。（参考にして）もう一度、質問します。</p> <p>(2) 千年希望の丘に議員は寄付していないのか。</p> <p>【回答】議員は寄付できません。</p>
4 放射能	酒井信幸  須藤功  渡辺ふさ子  松田由雄	<p>(1) 岩沼市の水道水の放射能は大丈夫か。</p> <p>【回答】水道水に関しては数値が下がっています。</p> <p>(2) 放射能の残土（水道水の浄水発生土）はどのくらいの濃度か。</p> <p>【回答】（回答ありませんでした）</p> <p>(3) 放射能（測定）の機械によって差はあるのか。</p> <p>【回答】東北大学の機械を使っています。誤差はないと思います。</p> <p>(4) 放射能汚泥を保管するに当たり、東京電力に要求してはどうか。</p> <p>【回答】かかった費用は東京電力に賠償請求し、支払われていると伺っています。</p> <p>(5) 岩沼市は、（放射能汚染状況重点調査）地域に入らないのか。</p> <p>【回答】岩沼は地域に入りません。仙南では大河原、角田、丸森などです。（白石市、亘理町、山元町、七ヶ宿町も）</p>

	回答議員	主な質疑等の内容
5 防 犯	布田恵美	<p>(1) 防犯で警察との連携はどうなっているのか。凶悪事件が多発している。朝日や北長谷で事件があったが、捕まったのか。未然に防ぐことはできないか。不審者情報はどのような形で発信されているか。</p> <p>【回答】学校などは地域で保護者に情報発信しています。</p>
6 ネ ッ ト 中 継	櫻井隆	<p>(1) (議会の) インターネット中継は考えているのか。</p> <p>【回答】今後、視察先として名取市、村田町(等)を考えていますが、(議会での議論を踏まえ)早い段階での設置に向け、(検討を)進めていきたいと思えます。</p> <p>※ 報告会会場において、答弁に不明瞭な点がありました。( )の部分について、議会報編集特別委員会において加筆することを決定し、議員全員協議会で承認されました。</p>